

奈良県告示第百八号

奈良県コンベンションセンターの地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定による指定については、次のとおりである。

平成二十八年六月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 指定管理者となる団体

奈良市高天町三八番地の三 PFI奈良賑わいと交流拠点株式会社 代表取締役
森田兼光

二 指定の期間

平成三十二年四月一日から平成四十七年三月三十一日まで